

国立大学法人群馬大学執行役員に関する規程

平成26. 4. 1制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学組織規則第8条第2項の規定に基づき、執行役員に関し必要な事項を定める。

(職 務)

第2条 執行役員は、学長の命を受け、業務を執行する。

(指 名)

第3条 執行役員は、学長が指名する者をもって充てる。

(任 期)

第4条 執行役員の任期は、2年を超えない範囲内で学長が定めるものとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、当該執行役員を任命する学長の任期の終期を超えることはできない。

(雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、執行役員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。